



タケダ サプライヤー[®] 行動規範





目次

1.0 序文 & 本文書の適用範囲	3
2.0 該当法規およびサプライヤー規範の遵守	5
3.0 倫理	5
4.0 人権・労働・公平な雇用慣行	8
5.0 安全衛生	10
6.0 環境	11
7.0 ガバナンス&マネジメントシステム	13
添付資料：用語集	16

用語集：本文中のアスタリスク (*) で示された単語は、用語集で定義されています。

1.0 序文 & 本文書の適用範囲

タケダは240年以上にもわたって強力な基盤として培ってきた、価値にもとづく社内文化を誇りとしています。私たちは行動の倫理基準をあえて高く設定しています。私たちのすべての行動が、人々の生活の最も重要な側面、すなわち健康に影響を及ぼすからです。これは「人々のより健やかで輝かしい未来に貢献する」という当社の目的にも反映されています。

タケダイズムは常に当社独自の羅針盤であり続けてきました。誠実、公正、正直、不屈という、この時代を超えた価値が私たちの在り方を定義しています。これらの価値に命を与えているのが、優先度の高い順から、常に患者さんに寄り添い、社会との信頼関係を築き、社会的評価を向上させ、持続可能なビジネスを発展させていくための意思決定と行動です。タケダイズムと、患者さん－信頼－社会的評価－ビジネスが一つになって、私たちのあらゆる行動とそのやり方を支えています。

目的を実現する一環として、私たちは、主要な社会的課題の解決に役立つよう、バイオ医薬品企業としての私たちの中核的な強みと能力を発揮することにより、社会のための価値の創造に真剣に取り組んでいます。この目的主導型の価値にもとづくアプローチが、私たちの行動と意思決定に加え、患者さんやともに働く仲間、そしていのちを育む地球への責任という企業理念全体での取り組みのすべてを牽引しているのです。私たちのアプローチは、自分たちの仕事がサービスを提供する患者さんや地域社会の人々、さらには地球にどんな影響を及ぼすかを考慮した上で、研究開発（R&D）から製品流通までのバリューチェーン全体を通じた事業取り組みに統合されています。

毎日、世界中で私たちに質の高い製品とサービスを供給する当社のサプライヤーは、私たちが目的を実現する上で欠かすことのできない役割を果たします。「タケダのサプライヤー規範（サプライヤー規範）」は、サプライヤーとの関係が当社の取り組みや価値と整合するよう徹底を図ることを目的に作成されています。



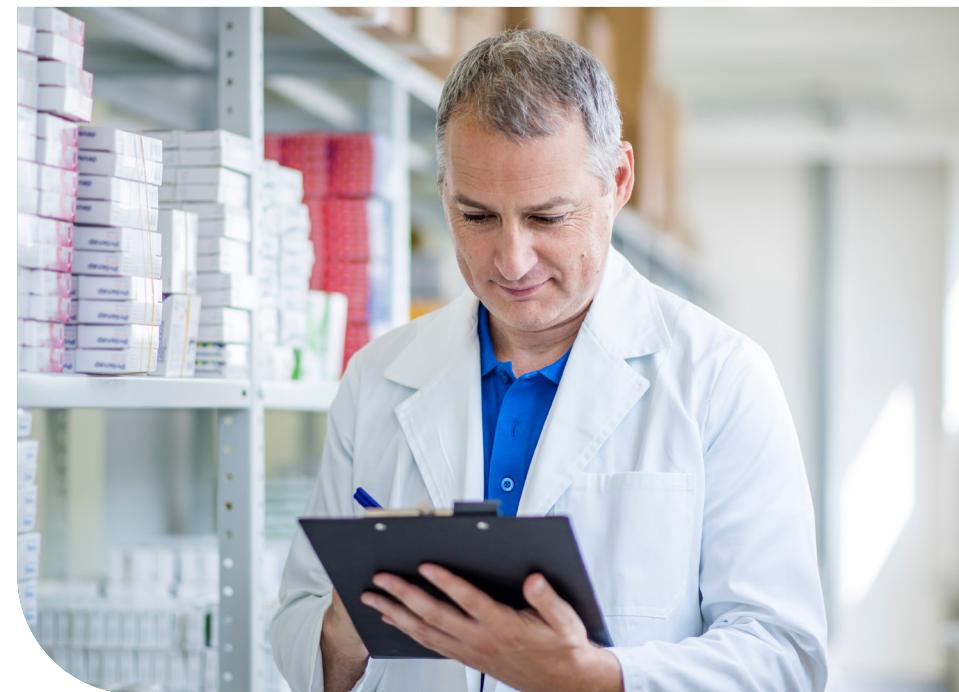
本サプライヤー規範は、国連持続可能な開発目標（SDGs）、さらには広く受容されている人権、環境、腐敗防止分野の国連グローバルコンパクト10原則（www.unglobalcompact.org）に対する当社の取り組みを支援するものです*。タケダは製薬業界サプライチェーンイニシアティブ（PSCI）に加盟することにより、世界全体の製薬業界とそのサプライヤーベースの持続可能性に関するパフォーマンスに対し、社会や業界から求められている期待と足並みを揃えています。タケダのサプライヤー規範はPSCIの原則に沿うものです。

タケダのグローバルな展開を考慮すると、商品とサービスの持続可能な調達は最も重要です。タケダは、社会的評価、持続可能性、事業継続性、コンプライアンス、倫理に関わるリスクなど、サービスの実施前や実施中、あるいは製造された商品やその他の製品のタケダへの納入の前あるいは納入中に存在している可能性のあるサプライヤーのリスクに対処するよう努めています。私たちは、すべてのサプライヤーが当社に代わって行動したり、当社に商品やサービスを提供したりする際に、タケダのサプライヤー行動規範に述べられている基準に従うことを期待しています。

タケダは自社のサプライヤーがサプライヤー行動規範に記載されている原則を履行しているかどうかをエンゲージメントのライフサイクルを通して評価し、サプライヤーがこれらの遵守に関して特定された問題の是正に協力するよう求めていきます。

タケダは基準を高め、長期的に持続可能な価値を築いていくことを目標に、互いの関係の中で特定されたあらゆる課題の解決に真摯に取り組んでいることを実証できるサプライヤーと連携したいと考えているのです。タケダはまた、医療における機敏性とイノベーションにも取り組んでいます。これらは私たちが目的を実現するのに欠かせない2つの重要な質であるからです。ビジネスパートナーであるサプライヤーは私たちの革新的なネットワークの一部であり、ともに取り組むことで人生を変える治療法を患者さんに提供していかなければなりません。

適用範囲：このサプライヤー行動規範は、形態を問わず、タケダに商品やサービスを供給しているか、供給する予定になっている個人や組織、企業（サプライヤー）に適用されます。



2.0 該当法規およびサプライヤー規範の遵守

サプライヤーはそれぞれの業務に適用される法律、規則、規制、業界や現地の倫理基準、ならびにこのタケダのサプライヤー行動規範を遵守しなければなりません。

3.0 倫理

前文：サプライヤーは倫理にのっとった責任ある形態でそれぞれの事業を行い、誠実さをもって行動しなければなりません。

3.1 贈収賄*、キックバック、違法な支払い、ならびにその他の腐敗慣習の防止

サプライヤーは賄賂や便宜供与のための支払いを行ってはいけません。サプライヤーは、直接的か間接的かを問わず、賄賂の提供や不適切な影響力の行使、不適切な利益の取得、販売のための勧誘または誘因の提供を行う意図をもって何らかの有価物を提案したり、約束したり、提供したりするべきではありません。これには、民間人や政府職員、医療従事者、医療機関、患者さん、患者さんの団体あるいはその家族、ならびにこれらと提携しているその他の個人や団体が含まれます。サプライヤーは賄賂を受け取ったり、ビジネスや政府との関係において違法な勧誘に関与したりしてはなりません。タケダに代わって他の当事者と関わり合うサプライヤーは、これらの活動やタケダに関連する取引について、正確で透明性があり、合理的なレベルで詳細に記載された帳簿、記録、説明を維持しておく必要があります。帳簿外の記録や虚偽または詐欺的な記載は固く禁じられています。

3.2 公正な競争および独占禁止

サプライヤーは公正かつ活発な競争に従い、独占禁止に関するすべての該当法を遵守して事業を行うものとします。正確で信頼できる広告を含め、公正な事業慣習を採用しなければなりません。

3.3 動物福祉

研究への動物の利用は特別に認められる法律上の権利です。タケダは3R*（代替法の活用、動物使用数の削減、苦痛の軽減）の原則に従うことを誓約しています。動物以外の代替法を活用したり、使用的動物数を削減したり、苦痛を最小限に抑制できるよう手順を精緻化したりするための改訂に全力で取り組んでいます。科学的に妥当であり、規制当局が容認できるものである場合には、常に代替法を適用する必要があります。

3.4 利益相反

サプライヤーは利益相反を回避し、管理するため、合理的な注意を払わなければなりません。サプライヤーは、タケダの従業員との個人的な関係や、タケダの従業員またはタケダと契約している専門家からの個人的もしくは金銭的な便宜の受領を含め、認識しているか、もしくは実際に発生している利益相反をタケダの経営層に開示するものとします。タケダの従業員またはタケダと契約している専門家がサプライヤーのビジネスから何らかの種類の利益を得ているか、もしくはサプライヤーと現時点で何らかの経済的つながりを持つている可能性がある場合、サプライヤーはこれらをタケダに開示する必要があります。

3.5 贈答品および接待

当社では公正で客観的な基準にもとづいてサプライヤーを選定します。何らかの個人的な関係をふまえた優遇や選好を行なうことではありません。当社が、他の従業員や顧客、サプライヤー、あるいはその他の社外の利害関係者に不適切に影響力を行使する意図をもって何らかの違法な便益（金銭、物品、接待、贈答品または何らかの有価物を含む）を受け入れたり、求めたりすることはありません。実際に利益相反があるか、その可能性もしくは認識が存在しうる場合も同様です。タケダのポリシーでは、機会の有無にかかわらず、政府職員や政府機関、医療従事者、医療機関、患者さん、または患者さんの団体への（冠婚葬祭の贈り物を含む）当社からの贈答品の提供は禁じられています。また、タケダが医療従事者、医療機関、患者さん、患者さんの団体に対し、例えは旅行やコンサート、観劇、スポーツイベント、あるいはこれらに類する活動のような単独の娯楽やその他のレジャーまたは社会活動を提供することはありません。同様に、サプライヤーがこれらの単独の娯楽や他のレジャーまたは社会活動を当社の従業員に提供することを禁止します。タケダに代わってこれらの当事者と関わるサプライヤーも、HCP、HCO、患者、患者団体、または当社の従業員に対して、このような単独の娯楽や他のレジャーまたは社会活動を提供しないという上記と同じ制限に従う必要があります。



3.6 患者の安全および情報へのアクセス

サプライヤーは、健康に対する権利や情報に直接アクセスする権利を含め、患者さん、被験者*、ドナー*の権利に悪影響を生じさせるリスクを最小限に抑制するための適正な管理システムを構築するよう徹底しなければなりません。

3.7 データのセキュリティとプライバシー

サプライヤーは個人データや機密情報を保護し、これらが適切な方法でのみ使用されるよう図り、適切な技術的、組織的管理手段を実施することにより、企業、従業員、患者さん、ビジネスパートナー、ドナーのプライバシーに関する権利が守られるよう徹底しなければなりません。サプライヤーはプライバシーやデータの保護に関する該当法を遵守し、個人データの保護、セキュリティ、合法的な使用の徹底を図るものとします。

3.8 製品および知的財産の保護

サプライヤーは製品が製造や包装、保管、あるいは輸送段階でサプライヤーの管理下にある間、紛失、偽和、偽造、盜難、改ざん、破損のリスクからタケダの知的財産および製品を保護するため、頑健なシステム、適切な品質、プロセス、ポリシー、サイバーセキュリティに関する手順を構築し、維持しなければなりません。サプライヤーはまた、管理され、セキュリティが確保された倫理的な形態で使用されるよう、AIおよびML技術に関する承認済みのガイダンスを構築し、維持管理しなければなりません。

3.9 関税および貿易におけるコンプライアンス

タケダは、自社のサプライヤーに対し、事業慣習が輸出入管理、使用許諾、処罰、取引禁止対象者、禁輸、反ボイコット、あるいはその他の取引制限に関するあらゆる該当法規に準拠し、それぞれの事業に適用される業界基準に従うよう徹底することを求めてています。サプライヤーは、直接的であれ間接的であれ、これらの法規に違反したり、これらの法規を迂回するいかなる取引にも従事したりしてはなりません。サプライヤーは、それぞれが事業を行う国の国内規則に従って、完全かつ正確な輸入および輸出の記録を保管しておかなければなりません。

3.10 多様性、公平性および包括性（DE&I）

タケダは包括性、そのビジネスにもたらす独自で多様な視点、およびそれが社会に与える影響を重視しています。サプライヤーは、自らの組織全体で、上記のタケダのコミットメントに従って包括的な文化を育むことが期待されています。また、ビジネスの実践および戦略としてサプライヤーの多様性を含め、自らのサプライヤーダイバーシティープログラムを発展させ、より公平な社会を発展させ、すべての人により良い健康と明るい未来をもたらすことが求められます。

4.0 人権・労働・公平な雇用慣行

前文：タケダは当社の価値と倫理に関する原則に整合する形態で事業を運営するサプライヤーと連携できるよう努力しており、当社のサプライヤーに対し、それぞれの企業の内部だけでなく、そのサプライチェーン、さらには事業を運営している地域社会の中で人権を擁護し、脆弱な集団に適切に注意を払うよう期待しています。サプライヤーはサービスや製造した商品、あるいはその他の製品をタケダに提供するにあたり、人身売買や奴隸制に関する法規を含め、人権問題を統轄する法律を遵守しなければなりません。

サプライヤーは、(i)ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）、(ii)国際人権章典、および(iii)国際労働機関（ILO）の基本条約への準拠を評価するために、人権デューデリジェンスを実施しなければなりません。

4.1 自由な選択による雇用

サプライヤーは強制労働、債務労働、年季奉公による労働、不本意な囚人労働を利用したり、人身売買または何らかの形態の現代奴隸制に関与したりしてはなりません。いかなる労働者も雇用の対価を支払うことなく、移動の自由を拒否されないものとします。

4.2 児童労働および若年労働者

サプライヤーは児童労働を利用してはなりません。18歳未満の若年労働者は、危険性のない業務で、なおかつ若年労働者が国の法定雇用年齢もしくは義務教育の終了に対して設定されている年齢を超えている場合にのみ雇用が認められるものとします。

4.3 差別とハラスメントの禁止

サプライヤーは平等の実現に努力し、人種や肌の色、年齢、妊娠、性別、性的指向、民族性、障がい、宗教、政治団体への所属、組合への加入、婚姻状況などの理由によって差別されることのない職場環境を提供しなければなりません。

4.4 公正な待遇

サプライヤーは、労働者に対するセクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的または身体的抑圧、言葉による虐待などのハラスメントや苛酷で非人道的な扱いを受けることなく、これらの扱いが起こる脅威が存在しない職場環境を提供しなければなりません。



4.5 賃金、福利厚生、労働時間

サプライヤーは、適用される賃金法、ならびに最低賃金、時間外労働、規定による給付を含め、合意による雇用契約に従って労働者に支払いを行わなければなりません。

サプライヤーは、報酬が支払われる根拠について、適時に労働者と意思の疎通を図るものとします。時間外労働は自発的なものとし、該当する国内および国際基準と整合していかなければなりません。

サプライヤーは、時間外労働の必要性の有無、ならびにこれらの時間外労働に対して支払われる賃金について、労働者と意思の疎通を図ることが求められます。サプライヤーは適切な休憩時間に加え、十分な休日または休暇を提供するとともに、最大労働時間や有給休暇に関する州、国および国際的な該当基準を遵守する必要があります。

4.6 結社の自由と団体交渉権

労働者とのオープンなコミュニケーションや直接的な関与（すなわち、社会的対話*）によって職場や報酬の問題を解決するよう奨励されます。サプライヤーは現地法の規定に従って、労働者が自由に連合し、労働組合への加入または非加入をみずから決定し、代表を選出し、労働者評議会に参加するとともに、団体交渉を行う権利を尊重しなければなりません。

結社の自由および団体交渉の権利が法律によって制限されている場合、雇用者は独立した自由な結社と交渉のための類似手段の構築を促進し、これを妨げないものとします。

4.7 地域社会

サプライヤーは、清潔で衛生的な環境に対する権利を含め、それぞれの用地を取り巻く地域社会*の権利を尊重しなければなりません。

5.0 安全衛生

前文 : サプライヤーは安全かつ衛生的な作業環境を提供し、労働者のウェルビーイングを支援しなければなりません。健康、安全、およびウェルビーイングに関する措置は、サプライヤーの施設の請負業者や下請け業者にも適用されるものとします。サプライヤーは衛生および安全に関するすべての該当法規を遵守しなければなりません。

5.1 労働者の保護

サプライヤーは自社のプロセスに付随するあらゆるリスクと危険源を特定し、管理し、軽減するためのメカニズムを構築しなければなりません。サプライヤーは化学的、生物学的、物理的危険源*への曝露から労働者を保護するものとします。労働者の安全、健康、ウェルビーイングを支援するための適切な器具、設備、サービスを提供しなければなりません。

5.2 緊急時への備えと対応

サプライヤーは職場および会社提供の住居において起こりうる潜在的な緊急事態を特定するための管理プロセスを構築するとともに、緊急対応計画や対応手順の実施を含め、関連するリスクを軽減するための適切な管理手段を確立しておかなければなりません。

5.3 危険物に関する情報

作業環境*の安全を確保するため、適切なリスクアセスメントおよび緊急時対応計画を整備しなければなりません。医薬品用化合物や医薬品中間体材料などを含む危険有害物質に関する安全情報をすぐに利用できる状態にしておくとともに、これらを用いて労働者の教育訓練を行い、危険源から保護するものとします。サプライヤーは適正なハウスキーピングの慣習と安全文化が確立されていることを実証しなければなりません。危険有害物質の含有量に関する情報をタケダに提供しなければなりません。





6.0 環境

前文：サプライヤーは環境に対して責任ある態度で効率的に事業を運営することにより、環境への負の影響を最小限に抑制するとともに、自社のサプライヤーもこれを励行するよう支援しなければなりません。

サプライヤーには、温室効果ガス（GHG）*排出の削減、天然資源の節減、特に水が不足している地域での生物多様性と水の保全、有害物質の使用の最小化と管理について、科学にもとづく目標を設定することが期待されています。

6.1 環境に関する許認可

サプライヤーは該当するすべての環境規制を遵守しなければなりません。必要なすべての環境許可、ライセンス、情報登録および制限事項に対する許可を取得し、それぞれの運用上の要件と報告要件に従うものとします。

6.2 廃棄物および排出ガスの管理

サプライヤーは、特に削減に重点を置き、それぞれのプロセスから発生する廃棄物や排出ガスを法令にのっとって管理できるよう、適切なシステムおよび管理手段を整備しなければなりません。人の健康または環境に悪影響を及ぼす可能性のある廃棄物や排出ガスは、適切に管理することにより、悪影響を防止しなければなりません。これには有効な医薬品成分の環境への放出の管理が含まれます。

6.3 流出と放出

サプライヤーは環境への偶発的な流出や放出、ならびに地域社会*への有害影響を防止し、緩和するための有効なシステムを整備しなければなりません。





6.4 気候変動

タケダは2035年までに自社の事業におけるGHG排出量のネットゼロ達成（スコープ1および2）を達成し、2040年までにはバリューチェーン全体でのネットゼロ（スコープ3）も同様に達成することを約束しています。このネットゼロのコミットメントとそれに関連する短期および長期目標は、Science Based Targets Initiative (SBTi) によって検証されており、地球温暖化を 1.5 °C に抑制することと一致していることが確認されています。従って、タケダはサプライヤーに対し、科学にもとづくGHG排出量削減目標を設定し、エネルギー使用量とGHG排出量を削減するとともに、GHG排出量データの作成と共有に取り組み、みずからも同様に行動するよう支援するための措置を講じることを期待しています。

6.5 資源効率

サプライヤーは循環性*の実現に努力し、設計によって廃棄物をなくすとともに、水などの資源の効率を高めて消費量を削減し、再生可能で*持続可能な*取得源を選好するよう努めなければなりません。また、再利用およびリサイクルのための措置を講じなければなりません。

6.6 生物多様性の保全

サプライヤーはみずからが生物多様性*に及ぼす影響を把握するとともに、実用上可能な限り設置面積を縮小し、軽減しなければなりません。

7.0 ガバナンスとマネジメントシステム

前文：優れたガバナンスとマネジメントシステムは、PSCIのすべての原則を遵守するための土台です。サプライヤーは適切なシステムを使用することにより、リスクと影響に関するデューデリジェンス*を実行し、法令を監視し、優先順位を設定し、責任を割り当て、リスク緩和措置を採用し、継続的改善とコンプライアンスを促進しなければなりません。

7.1 文化、コミットメントおよび説明責任

サプライヤーは本文書に概説する期待事項の中でも特に、適切な資源を割り当て、上級責任者を特定して責任ある慣習の文化を創出することにより、本文書に述べる概念への真摯な取り組みを実証しなければなりません。

本サプライヤー行動規範の要件に適合できなかったり、不適合の状態を是正しなかったりした場合、当該サプライヤーと将来的に取引を行うタケダの判断に影響が生じたり、当該サプライヤーとの取引関係を中断または終了したりする原因になる可能性があります。

7.2 法的要件および顧客要求事項

サプライヤーは、適用される法律、規制、認識されている規格*、関連のある顧客要求事項*を特定し、遵守しなければなりません。

7.3 リスクマネジメント

サプライヤーは本書の原則が適用されるすべての分野におけるリスクを確定し、管理するためのメカニズムを構築しなければなりません。変更のリスクを評価し、管理するための変更管理プロセスが確立されていなければなりません。



7.4 事業継続性

サプライヤーは、タケダを支援する業務に対し、適切な事業継続計画を策定し、実施する責任を負うものとします。

7.5 正確な記録と文書

サプライヤーは、本書の期待事項への適合性と該当規制の遵守を実証するのに必要な正確な記録および文書を維持しておかなければなりません。記録本書の基準の遵守を確認するため、タケダまたはその指名を受けた監査員が吟味できるよう、要請があった時点で提示できるようにしておかなければなりません。記録は判読可能で透明性があり、実際の状況を反映したものでなければなりません。

7.6 研修と能力開発

サプライヤーは本サプライヤー行動規範の期待事項に対処できるよう、経営層および作業者がタケダに適した知識、技術および能力のレベルを確保できるようにするための研修プログラムを構築しなければなりません。

7.7 繙続的改善

サプライヤーは業績目標を設定し、実施計画を実行することにより、継続的に改善を図るよう求められています。ニアミスやインシデント、インシデント防止機会の記録および報告を含め、社内または社外の評価、査察、ならびにマネジメントレビューで特定された不備に対する必要な是正措置を講じなければなりません。

7.8 効果的なコミュニケーション

サプライヤーは、本書の原則を、自社の作業者や請負業者、サプライヤー、地域社会*を含めた関連利害関係者に伝達するための効果的なシステムを構築しなければなりません。

7.9 苦情提起のためのメカニズム

サプライヤーは、社内および社外の利害関係者*が利用でき、実際の報復や脅迫、ハラスメント、あるいはその脅威を受けることなく機能する苦情提起のためのメカニズムを確立し、これらを用いて懸念や違法な活動、あるいは本サプライヤー行動規範に述べられている原則への違反などを報告するよう働きかけなければなりません。



7.10 懸念の特定

すべてのサプライヤー、その従業員、請負業者は、法律や規制、本サプライヤー行動規範への違反、あるいは他の何らかの形態での不正行為の実際の発生もしくはその疑いを報告しなければなりません。

サプライヤーは懸念に対し、独立した公平な調査を速やかに実施するとともに、必要に応じて適切な懲戒や是正措置を決定するものとします。サプライヤーは、タケダの委託を受けて実施した活動や、サプライヤーやタケダ、またはその両方の社会的評価に悪影響を及ぼすおそれのある活動に直接的または間接的に関連する社内および社外の調査について、速やかにタケダに通知しなければなりません。調査の結果にもとづいて、サプライヤーは社内のプロセスにおいて特定された不正行為または不備の根本原因に対する分析を行い、必要に応じて修正するよう求められます。不正行為の懸念を誠実に報告し、調査に協力した人員は報復から保護しなければなりません。タケダはいかなる形の報復も容認しません。

懸念は、Takeda Ethics Line (www.Takeda.EthicsPoint.com) を通じて、タケダに直接匿名で提起することができます。タケダに報告された懸念にはすべて評価が行われ、必要に応じて独自の調査が実施されます。報告者から提供された情報は厳格な機密情報として取り扱います。サプライヤー行動規範に関連するその他のすべての質問について、サプライヤーとその従業員はSustainableProcurement@takeda.comまで問い合わせることが可能です。

7.11 持続可能な調達とトレーサビリティ

サプライヤーは合法かつ持続可能な調達に対応できるよう、特に自然由来の商品の原料の取得源に関するトレーサビリティを含め、みずからサプライチェーンに対するデューデリジェンス*を実施するためのシステムを構築しなければなりません。



用語集

1. **3R推進ルール**：より人道的な動物実験を実施するための枠組みを提供できる、代替、削減、苦痛の軽減を意味します。代替とは、動物が使用されていたと考えられる領域での動物の使用を回避または代替法に置き換えること、削減は、科学的目的に整合する動物の使用数を最小限に削減すること、また、苦痛の軽減は、実験動物が経験する可能性のある痛みや苦しみ、苦痛、永続的な危害を最小限に抑制することです。
2. **生物多様性**：特に、水生生態系やこれらが属する生態学的複合体をはじめ、あらゆる発生源における生物の多様性をいいます。これには、種内および生態系の多様性が含まれます。
3. **贈収賄**：公的または法律上の責務を負う個人の行為に影響を及ぼす手段として、何らかの有価物を提案、提供、懇願または受領すること。
4. **循環性**：気候変動、生物多様性の喪失、廃棄物、公害など、地球規模の課題に取り組むための体系的解決策の枠組み。これは次の3つの原則、すなわち、廃棄物および汚染の解消、製品および材料の（それぞれの最も高い価値での）循環、自然の再生にもとづくものであり、設計によって主導されます。
5. **腐敗**：個人的な利得や違法な便益のために委託された権限を乱用すること。
6. **顧客要求事項**：購入者から求められた要求事項で、現地の規制よりも高い基準になる場合があります。
7. **ドナー**：研究を目的に、組織や細胞、臓器、ならびに身体部分を寄贈する人をいいます。
8. **デューデリジェンス**：事業取引の準備、あるいは業務レビューの一環として行われる企業または組織の調査および分析のこと。
9. **社外の利害関係者**：顧客、サプライヤー、投資家、地域社会など、特定の企業の活動に既得権があるか、その活動によって影響を受ける外部の個人または組織をいいます。
10. **温室効果ガス（GHG）排出**：気候変動に関する国連枠組条約が対象とし、地球温暖化や気候変動の一因になっている6つのGHG（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆））の排出のこと。

- 11. Science Based Targets Initiative (SBTi) によって承認されたタケダの正味ゼロ目標 ネットゼロ目標：**タケダは、バリューチェーン全体でFY2040までに温室効果ガス排出をネットゼロにすることを約束します。短期目標：タケダは、基準となるFY2016からFY2030までにスコープ1および2の温室効果ガス排出量を65%削減することを約束します。また、基準となるFY2022からFY2030までにスコープ3の温室効果ガス排出量を25%削減することを約束します。*目標範囲にはバイオエネルギーの原料からの土地関連の排出および除去が含まれます。長期目標：タケダは、基準となるFY2016からFY2035までにスコープ1および2の温室効果ガス排出量を90%削減することを約束します。また、基準となるFY2022からFY2040までにスコープ3の温室効果ガス排出量を90%削減することを約束します。*目標範囲にはバイオエネルギーの原料からの土地関連の排出および除去が含まれます。
- 12. 人権：**国連のビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）に規定されているとおり、人権とは、少なくとも、国際人権章典および国際労働機関の労働における基本的原則および権利に表現されている権利として定義されています。
- 13. 地域社会：**企業の事業や活動の周辺に居住したり、仕事に従事したりしている人々をいいます。
- 14. 物理的危険源：**接触しなくとも身体に危害を生じさせるおそれのある環境中の因子のこと。
- 15. 認識されている規格：**国際的な機関に由来し、一般に受容されているマネジメントシステムや規格、またはその両方をいいます。
- 16. 再生可能資源：**枯渇することなく、清浄なエネルギーの持続的な発生源を供給できるエネルギー源のこと。
- 17. 社会的対話：**政府、雇用者、労働者間で、あるいはこれらの当事者の内部で、経済的、社会の方針に関連する共通の利益の問題について行われる、あらゆるタイプの交渉や協議、あるいは簡易な情報交換をいいます。
- 18. 被験者：**科学的および医学的実験や製品の試験に対象者として参加する人のこと。
- 19. 持続可能な資源利用：**環境の長期的な劣化につながらず、従って現在および将来の世代のニーズや願望を充足できる潜在的能力を維持できるような方法とペースで資源を利用すること。
- 20. 作業環境：**従業員が作業し、活動する周辺の条件。

1. <https://ec.europa.eu/health>
2. [生物多様性条約](#)
3. [コーネル大学ロースクール-法律情報研究所](#)
4. [エレン・マッカーサー財団](#)
5. [トランスペアレンシー・インターナショナル](#)
6. タケダのSMEによる定義
7. PSCI原則の第2版
8. [メリアム・ウェブスター辞典](#)
9. [ケンブリッジ辞書](#)
10. [気候変動に関する国連枠組条約の京都議定書](#)
11. <https://sciencebasedtargets.org/>
12. [国連のビジネスと人権に関する指導原則](#)
13. [ケンブリッジディクショナリー](#)
14. [米国労働安全衛生局](#)
15. PSCIマネジメントシステムの専門家による定義
16. [ナショナルジオグラフィック](#)
17. [国際労働機関](#)
18. PSCI原則の第2版
19. [国連環境計画](#)
20. [IGI Global](#)